

事業所環境管理実績

§ 取手事業所 2007年データ

所在地: 茨城県取手市白山7-5-1
 業務内容: 映像事務機、周辺機器、化成品の生産、およびそれらの開発、量産試作、量産支援
 設立: 1961年



水質(事業所排水)					
	項目		法・条例基準	事業所基準	実測最大値
健康項目	カドミウム	(mg/l)	0.1	0.08	<0.005
	シアン	(mg/l)	1	0.8	<0.05
	有機リン	(mg/l)	1	0.8	<0.05
	鉛	(mg/l)	0.1	0.08	<0.005
	六価クロム	(mg/l)	0.5	0.4	<0.005
	砒素	(mg/l)	0.1	0.08	<0.005
	総水銀	(mg/l)	0.005	0.004	<0.0005
	アルキル水銀	(mg/l)	不検出	不検出	不検出
	ジクロロメタン	(mg/l)	0.2	0.16	<0.001
	四塩化炭素	(mg/l)	0.02	0.016	<0.001
	1,2-ジクロロエタン	(mg/l)	0.04	0.032	<0.001
	1,1-ジクロロエチレン	(mg/l)	0.2	0.16	<0.001
	シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/l)	0.4	0.32	<0.001
	1,1,1-トリクロロエタン	(mg/l)	3	2.4	<0.001
	1,1,2-トリクロロエタン	(mg/l)	0.06	0.048	<0.001
	トリクロロエチレン	(mg/l)	0.3	0.24	<0.001
	テトラクロロエチレン	(mg/l)	0.1	0.08	<0.001
	1,3-ジクロロプロペン	(mg/l)	0.02	0.016	<0.001
	チウラム	(mg/l)	0.06	0.048	<0.001
	シマジン	(mg/l)	0.03	0.024	<0.001
チオベンカルブ	(mg/l)	0.2	0.16	<0.001	
ベンゼン	(mg/l)	0.1	0.08	<0.001	
セレン	(mg/l)	0.1	0.08	<0.005	
ホウ素	(mg/l)	10	8	<0.1	
フッ素	(mg/l)	8	6.4	0.13	
アンモニア・亜硝酸・硝酸性窒素	(mg/l)	100	80	2.9	
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)		5.8- 8.6	5.9 - 8.5	6.8 - 8.1
	生物化学的酸素要求量(BOD)	(mg/l)	15(10)	10	10
	浮遊物質(SS)	(mg/l)	25(20)	20	<5
	n-ヘキサン抽出物質(全)	(mg/l)	-	5	<5
	n-ヘキサン抽出物質(鉱物油)	(mg/l)	5	5	-
	n-ヘキサン抽出物質(動植物油)	(mg/l)	5	5	-
	フェノール	(mg/l)	0.5	0.4	0.39
	銅	(mg/l)	3	2.4	<0.2
	亜鉛	(mg/l)	5	1.6	0.42
	溶解性鉄	(mg/l)	10	8	0.7
	溶解性マンガン	(mg/l)	1	0.8	<0.1
	クロム	(mg/l)	1	0.8	0.005
	大腸菌群数	(個/cm ³)	3000	2400	<1
	リン	(mg/l)	16(8)	8	<0.5
窒素	(mg/l)	120(60)	60	3.3	

- * 法・条例基準: 法規制等(水質汚濁防止法、茨城県生活環境の保全等に関する条例、取手市公害防止条例等)で最も厳しい基準
- * 法・条例基準値の括弧内数値は日間平均値。
- * 事業所基準: 法規制で最も厳しい基準の80%値。
- * n-ヘキサン抽出物質(全)は社内規程によりn-ヘキサン抽出物質の鉱物油と動植物油の測定値を合算した値で管理をしています。事業所基準は鉱物油の法・条例基準値を適用し、基準値を超過した場合、鉱物油、動植物油個々の再測定を行っています。

大気(煤煙)				
	項目		事業所基準値	実測最大値
ボイラー	NOx	(ppm)	180	99
	煤塵	(g/Nm ³)	0.3	0.009

- * 事業所基準: 大気汚染防止法基準値を適用。
- * ボイラーは、燃料に都市ガス及び灯油を使用しているため、ほとんどSOxの発生はありません。

騒音(単位: dB)		
区分	事業所基準値	実測最大値
朝	65	55
昼	70	54
夕	65	55
夜間	55	53

- * 事業所基準: 茨城県生活環境の保全等に関する条例における騒音規制(第4種)を適用

振動(単位: dB)		
区分	事業所基準値	実測最大値
昼	70	45
夜間	60	41

- * 事業所基準: 茨城県生活環境の保全等に関する条例における振動規制(第2種)を適用

悪臭(単位: ppm)		
項目	事業所基準値	実測最大値
スチレン	0.8	<0.1
酢酸エチル	7	<0.1
キシレン	2	<0.1
トルエン	30	<0.1
アンモニア	2	<1.0
メチルメルカプタン	0.004	<0.001
硫化水素	0.06	<0.019

- * 事業所基準: 悪臭防止法規制基準値を適用。